（質問の六八）

内閣衆甲第一四二号
昭和二十四年十二月一日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長　幣原喜重郎　殿

衆議院議員渡部義通君提出京都市教育委員会の処分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員渡邊義通君提出京都市教育委員会の処分に関する質問に対する答弁書

本件について調査をした結果

（一）今度の辞職勧告は組合活動を理由としたものではなく、従つて組合の彈圧、組合活動の阻害とは思われない。

（二）今度の措置はそれぞれ理由があつてなされたと考えるので、その処分については、教育委員会に信頼してよいと考える。

（三）教員公務員特例法の命ずる所により説明書を交付しており、理由は明示されているとのことである。

（四）よつて本件については政府としてなんらの措置を取る考えはない。

右答弁する。